

## PPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務仕様書

### 1 目的

愛媛県（以下「県」という。）では、とべもり+（プラス）エリア※におけるゼロカーボン実現を目指し、多様な再生可能エネルギーの導入を進め、同エリアを脱炭素の先進的かつ象徴的な事例として広くPRすることにより、脱炭素化と魅力向上の同時実現を図ることとしている。

本事業は、とべもり+（プラス）エリアのうち、隣接するとべ動物園、総合運動公園及びこどもの城の3施設（以下「対象施設」という。）にPPA方式を活用した太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギー由来の電力を使用することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

#### ※「とべもり+（プラス）」エリア

愛媛県松山市郊外に隣接する県有施設の「愛媛県立とべ動物園」、「愛媛県総合運動公園」及び「えひめこどもの城」に「えひめ森林公园」を加えた4施設全体を指すエリア。

### 2 事業内容

#### （1）事業概要

- ア 事業者は、別紙1及び別紙2で示す対象施設における設置候補場所に対して、現地調査、設備容量検討、構造調査等を行う。
- イ 事業者は、アの結果を踏まえ、太陽光発電設備、蓄電池設備及び付帯設備（以下「設備」という。）の設置が可能な場所を整理する。
- ウ 事業者は、県に設備の設置が可能な場所に対する土地・建物利用に係る提案内容の確認を受け、その提案内容の承認を受けたのち、設置候補場所の各施設及び土地（以下「施設等」という。）に設備を設置できるものとする。
- エ 交付金については、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再生エネ推進交付金（重点対策加速化事業））及び県が別途定める交付要綱の交付要件等に留意し、交付金を最大限活用できるように努めること。
- オ 事業者は、設備の設置時に防水層等の既存構造物を破損した場合は事業者負担で修復すること（植栽の伐採、土地、建物等の現状変更については県と協議し、承認を受けるものとする）。
- カ 事業者は、設備で発電した電力を、当該設備が導入された対象施設（以下「設備導入施設」という。）が効率的に自家消費できるように設備容量を精査するとともに、発電した電気は各対象施設でのみ使用できるようにし、逆潮流は生じさせないこと（逆潮流を防ぐ逆電力继電器等を具備すること）。
- キ 次の場所の既設太陽光発電設備については、現状、逆電力继電器等を設置せず運用しているが、本事業で導入する太陽光発電設備の接続時は、これらの既設分も含めて逆潮流防止対策を行う必要があるため、逆電力继電器等の設置については、それらをふまえ最適な

方法を検討し対応すること。

- ・総合運動公園 北部丘陵地法面（既設容量 20kW）
- ・えひめこどもの城 エコ・ハウス 屋根置き 10kW・5kW、ビオトープ隣接地 10kW  
(既設容量 計 25kW)

ク 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うこと。また、事業者は設備で発電した電力を設備導入施設に供給するとともに、既存設備に悪影響を及ぼさないようにすること。

ケ 事業者は、設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。

コ 事業者は、運転期間終了後や事業者の都合及び天災等により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の負担により設備を撤去する。撤去物は、関係法令に従い適正に処理または再利用等を行い、その結果を県へ報告すること。撤去により防水層等の既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

サ 設備の撤去の際に、事前に県から譲渡の希望があった際は、事業者は県と協議の上で設備を県へ譲渡できるものとする。

## (2) 事業期間等

ア 事業期間は、契約開始日から設備の撤去完了日までとする。

イ 運転期間（電力供給の開始から終了までの期間）は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。

ウ 設備の設置については、原則、令和7年度中に設置作業を終えるものとするが、困難な場合は、令和8年度へ繰り越しての作業もできるものとする。なお、繰り越した場合は、令和8年度中に設置作業を終えること。

エ 電力供給開始時期については、令和8年度4月を想定するが、対象施設ごとに県と協議の上、決定する。

## (3) 契約単価

ア 契約単価は電気料金単価のみとし、基本料金単価の設定は行わないものとする。なお、電気料金単価は設備導入施設共通とする。

イ 県は、設備導入施設ごとに、設備から供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。

ウ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。なお、電力量計は、事業者の負担で適切な位置に設置するものとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる契約単価は使用できないものとする。

オ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。調査結果を県に報告した結果、設置不可と判断された設置候補場所があった場合は、当該設置候補場所の調査に要した費用も含めて良いものとする。

カ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

## 3 設備工事前の調査・手続

## (1) 現地調査

設置候補場所の状況を十分に把握するために、資料等の収集、対象施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を県と協議した上で行うものとする。

## (2) 設備容量検討（太陽光発電設備、蓄電池設備）

ア 太陽光発電設備の容量は、(1) の現地調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とする。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、蓄電池設備の併用も考慮し最大限自家消費できるように努めること。

ウ 蓄電池設備を併用する場合は、太陽光発電設備の付帯設備として同時に設置するものとし、可能な限り多くの蓄電容量とすること。また、夜間に想定発電容量の多い総合運動公園での設置を優先して検討すること。

エ 総合運動公園のスタジアム照明は、現状、メタルハライドランプ等（電力計：840kW）により運用しているが、将来的にLED化を計画しているため、その計画もふまえて最適な方法を検討すること。

## (3) 構造調査

設備を設置した際に発生する加重増加等の施設等への影響について、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設等の耐久性が問題ないことの確認を行い、書面により県に報告する。また、台風や積雪等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計をすること。

事業者は施設等への設備導入に先立って、既存施設等の安全性を十分に検討した詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、工程表等に加えて(3)構造調査の成果物を書面により県に提出し、確認を受けること。

## (4) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出する。

イ 設備の設置が、建築基準法（昭和25年法律第201号）や電気事業法（昭和39年法律第170号）等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出すること。当該書類は一級建築士により確認されたことを証するものとする。

ウ 県が上記調査結果等を確認し、設備設置が可能と判断した施設等のみ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を県に申請する。なお、施設等における設備設置に伴う行政財産使用料は全額免除とする。

エ 設備の設置に伴う使用許可期間は、使用許可の始期から1年以内の範囲内において県が定める年度の末日までとする。その後、事業者は設備の運転期間（運転期間終了後、当該設備の撤去に要する期間を含む）において、1年以内で県が定める期間ごとに、使用許可の更新を申請できるものとする。

オ 事業者に使用許可する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽

- 光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。
- カ 設備の設置に伴い、土地、建物、工作物等の現状を変更する必要がある場合は、県と協議の上、使用許可の申請と併せて、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）第30条の規定による現状変更の承認申請を行い、承認を受けること。
- キ 対象施設のうち、「愛媛県立とべ動物園」及び「愛媛県総合運動公園」については、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく施設に該当するため、同施設内に設備を設置する場合のほか、工事に係る車両や資材、足場の設置など同施設内的一部を占用する場合には、同法に基づく公園管理者の許可が必要となる。当該手続きは県で対応するが、事業者は、手続きに必要な情報を報告するなど協力すること。なお、施設等における設備設置等に伴う使用料は全額免除とする。また、この2施設については、本項ウの行政財産使用許可の申請は不要とする。
- ク 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。特に、設備に係る建築基準法の高さ制限等、各種法令に適合するよう十分留意すること。また、新設機器の仕様及び施工内容等は、必要に応じ、事前に所管消防署と協議を行い適切に調整すること。なお、各種法令の規定に基づく設備の設置・維持管理及び届出等の手続きに関する負担は事業者が負うこと。
- ケ 事業者は、対象施設において、県が現に契約している系統からの電力供給契約事業者（以下「系統電力供給契約事業者」という。）に、設備の設置に関する必要な情報を提供するとともに、県が系統電力供給契約事業者と契約内容等について調整が必要な事項等について把握・対応し県に報告すること。また、設備の設置、運転に関して県と系統電力供給契約事業者との調整が必要になった場合は支援を行うこと。
- コ 事業者は、2（1）キに示す既設太陽光発電設備についても、系統電力供給契約事業者と連系協議を行い、逆潮流防止対策の内容を適切に調整し、逆電力継電器等を設置するなど必要な施工を行うこと。

#### 4 設備の設置

事業者は、上記3の設備工事前の調査・手続を行ったあとに、対象施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

##### （1）太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。

ウ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。垂直型については、原則として、当該事項を遵守することとする。

##### （2）蓄電池設備

#### 【業務用蓄電池（20kWh）以上の場合】

ア 該当する市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

#### 【家庭用蓄電池（20kWh）未満の場合】

ア 蓄電池システムは、JIS C4412に準拠すること。

イ 蓄電池は、JIS C8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）または平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。

ウ メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

### （3）その他の事項

ア 事業者は、使用許可を受けた場所を本業務以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本業務に係る契約を解除し、使用許可若しくは現状変更の承認を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において設備導入施設から設備を速やかに撤去し、撤去により既存構造物を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

ウ 事業者は、設備導入施設の管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については県と協議のうえで決定する。

## 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン（地上設置型版、傾斜地設置型版、建物設置型版）<NEDO>に準拠して施工すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

ア 設備設置時には、設備導入施設の防水機能に影響が無いよう施工すること。

イ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について十分配慮した施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び設備導入施設の管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

ウ 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、事業者は別途提出すること。

エ 施工にあたり、設備導入施設の利用や安全に支障が起きないよう、施設管理者と協議の上、検証及び対策を行い十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し実施すること。

オ 事業者は、設置した太陽光発電設備による効果やPPA方式による設置について、必要に応じて、設備導入施設の来園者への周知啓発を目的とした掲示を行うこと。掲示内容や掲示方法、掲示設置場所等については、県と協議の上、決定すること。

カ 県の既存構造物等の保守点検や設備導入施設の維持管理に支障を生じさせない計画と

すること。

キ 事業期間中、施設管理者等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。

ク 工事期間も含む事業期間の全てにおいて、事業者は感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は設備に損傷を与えるおそれがないよう、関係者以外がみだりに立ち入らないような措置を講じること。ただし、設備の設置状況、設置場所の状況により、関係者以外が立ち入るおそれがない箇所についてはこの限りではない。

ケ 既設のコンクリート床、壁などに穴あけが必要な場合は、穴あけの位置や大きさ、方法を事前に県と協議して決定するとともに、穴あけした箇所は、浸水防止のため、適切に防水措置を講じること。特に、穴あけ作業前には鉄筋等の探査を行うなどして、既設の鉄筋等を切断しないようにすること。また、耐震壁への穴あけ等により、耐震性を低下させないような方法とすること。

コ 設備に係る配線ルートについては、事業者が現地調査や図面等から設備導入施設の保安や管理、意匠上、支障がないルートを選定の上、県との協議により決定すること。設備には、他の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。

サ 設備の設置に際しては、設備導入施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、停電時間を極力短縮するように努め、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電のお知らせビラ等）を作成し、県と事前協議の上、設備導入施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。

シ 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、設置形態上、第三者が容易に設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（事業者及び保守点検責任者の名称、代表者氏名、連絡先等を記載したもの）を掲示すること。

ス 工事中の安全対策の実施、設備導入施設の管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

セ 工事完成時には、現場で県の承認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を対象施設ごとに3部作成し、県に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出すること。

## 6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、事業者は当該設備で発電した電力を、設備導入施設に供給するとともに、非常時に電気事業者からの電力供給が停止した場合においても、自立運転機能により設備からの電力供給を行うこと。

ア 事業者は、県及び設備導入施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。さらに、設備が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。なお、法令等に基づき、定期的に点検を行い、腐食、さび、変形、

- 基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- イ 設備導入施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、事業者の負担で用意すること。
- ウ 事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できることによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- エ 事業実施中に設備導入施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者負担により速やかに修復すること。なお、原因が事業者に起因するものでない場合は、この限りではない。
- オ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。なお、使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。
- カ 設備導入施設について、県が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置等（以下「移設等」という。）に応じること。また、この設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、県の負担とする。ただし、施設屋根置きの場合の1度目の移設等に伴う費用は事業者負担とする。なお、移設等に伴う本設備が発電できない期間について、県は事業者に対して電気料金の補填は行わないものとするが、その期間が1週間以上にわたる場合は、原則として、運転期間の終了期日を、移設等に伴う設備の運転停止期間分の日数延長により対応するものとする。
- キ 事業期間中に県が設備導入施設の譲り受けや売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として譲り受けを行なうほか、必要に応じて設備を移設する他の県有施設を提示し、県が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者で協議のうえ定める。
- ク 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。
- ケ 事業者は、設備導入施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認すること。
- コ 地震、台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- サ 事業者は当該設備の設置により、法面の崩壊が発生した場合を想定し、対応フローを作成し明示するとともに、実際に発生した際には速やかに県への連絡、応急対応及び、仮復旧、本復旧に関する設計、及び施工を行うものとする。※実際にフロー図を添付すること。

## 7 責任分担の基本事項

上記1～6を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙3」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

ア 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険等（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やか

に対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的な理由があるものや現時点での分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

イ 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、原状回復を行うものとする。

ウ 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

ア 県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業期間終了までに全貸与資料を返納又は処分しなければならない。なお、事業期間中に県から返納の要請があった場合は、直ちに返納に応じること。

イ 事業者は、事業実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。

ウ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのことであっても、実施するものとする。

エ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。

## 別紙1 対象施設における設置候補場所一覧

### ■対象施設1：とべ動物園（伊予郡砥部町上原町240）

No	設置候補場所	種別	想定発電容量	備考
1	法面（キリン舎裏）	野立て	39kW	・設置時は雨水の排水処理を行うこと。 ・動物飼育に影響がないことを証明すること。

#### 【共通条件等】

- ・ケーブル類については、都市公園法上、やむを得ない場合を除き地下に埋設すること。
- ・周辺の景観に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮すること。
- ・反射光による利用者への影響を抑えるため、防眩性能を備えた設備の採用を検討すること。
- ・既設の太陽光パネル（40kW）の容量等をふまえて検討すること。

### ■対象施設2：総合運動公園（松山市上野町乙46）

No	設置候補場所	種別	想定発電容量	備考
1	法面（北部丘陵地）	野立て	158kW	・設置時は雨水の排水処理を行うこと。

#### 【共通条件等】

- ・ケーブル類については、都市公園法上、やむを得ない場合を除き地下に埋設すること。
- ・周辺の景観に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮すること。
- ・反射光による利用者への影響を抑えるため、防眩性能を備えた設備の採用を検討すること。
- ・既設の太陽光パネル（計220kW：200kW、20kWの2箇所）と蓄電池（51kWh）の容量等をふまえて検討すること。

### ■対象施設3：えひめこどもの城（松山市西野町乙108－1）

No	設置候補場所	種別	想定発電容量	備考
1	森のひろば	野立て	72kW	

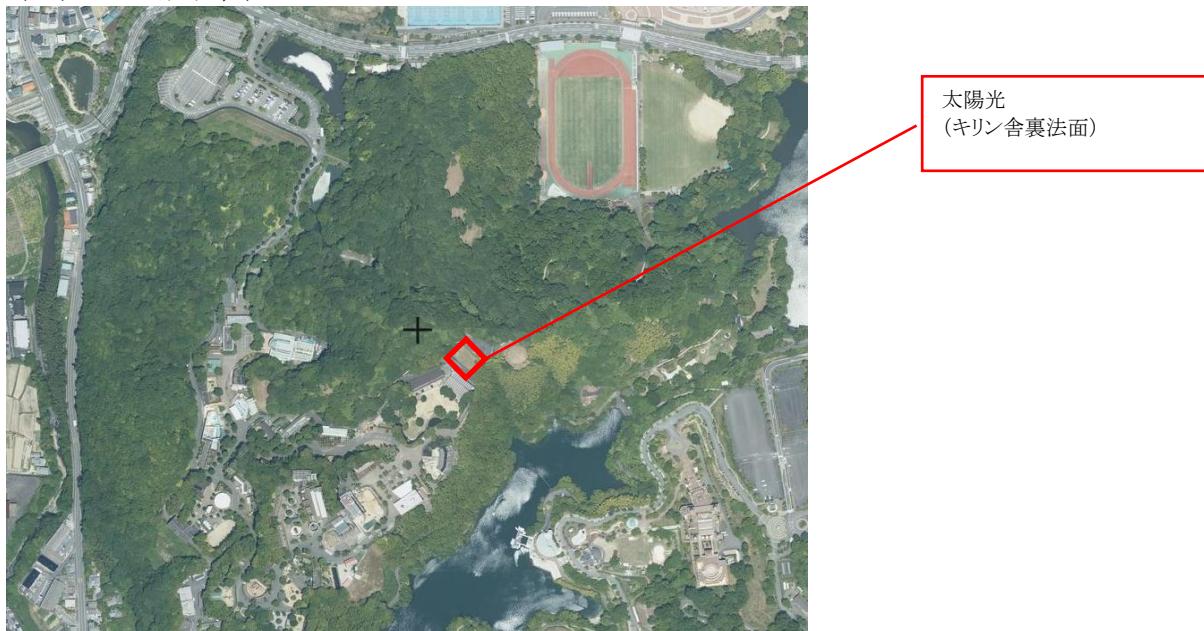
#### 【共通条件等】

- ・周辺の景観に調和させるため、太陽光パネルや付帯設備等の色彩に配慮すること。
- ・既設の太陽光パネル（計25kW：10kW、5kW、10kWの3箇所）と蓄電池（10kWh）の容量等をふまえて検討すること。

【別紙2】

1 設備設置候補場所位置図

(1) とべ動物園



(2) 総合運動公園



(3) こどもの城



別紙3 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			県	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	<input type="radio"/>	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合	<input type="radio"/>	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	<input type="radio"/>	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	<input type="radio"/>	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	<input type="radio"/>	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	<input type="radio"/>	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険	<input type="radio"/>	
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	<input type="radio"/>	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの	<input type="radio"/>	
設計段階	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任	<input type="radio"/>	
	契約不適合	契約の内容に適合しないものである場合	<input type="radio"/>	
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	物価	物価変動	<input type="radio"/>	
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担	<input type="radio"/>	
建設段階	資金調達	必要な資金の確保に関すること	<input type="radio"/>	
	物価	物価変動	<input type="radio"/>	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	<input type="radio"/>	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延	<input type="radio"/>	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	<input type="radio"/>	
関連支払	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	<input type="radio"/>	
	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	<input type="radio"/>	
	金利	市中金利の変動	<input type="radio"/>	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大	<input type="radio"/>	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	<input type="radio"/>	
	設備損傷	第三者（施設利用者等）の瑕疵による設備の損傷	<input type="radio"/>	
	県施設損傷	設備に係る事故・火災による県施設及び設備の損傷	<input type="radio"/>	
		設備に起因する県施設への障害	<input type="radio"/>	
		県施設に起因する事故・火災による県施設及び設備損傷	<input type="radio"/>	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）	<input type="radio"/>	
		提案書類との不適合	<input type="radio"/>	
		仕様不適合による施設・設備への損害、県施設運営・業務への障害	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

【参考】対象施設における電気使用量実績等

1 対象施設における契約種別及び契約電力

No	施設名	所在地	契約種別	契約電力 (最大デマンド)
1	とべ動物園	伊予郡砥部町上原町 240	業務用電力	368kW
2	総合運動公園	松山市上野町乙 46	業務用電力、(相撲場のみ：従量電灯A、低压電力)	1,350kW
3	えひめこどもの城	松山市西野町乙 108－1	業務用電力	417kW

※契約種別、契約電力は令和7年3月末現在

2 対象施設における電気使用量（令和6年4月～令和7年3月）

No	電気使用量 (kWh)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	119,249	120,471	122,083	146,663	152,398	133,773	112,906	127,883	156,776	167,098	156,428	150,139	1,665,867
2*	65,523	76,605	97,610	110,914	119,050	113,339	88,762	84,062	93,384	81,739	86,242	89,405	1,106,635
3	46,116	58,266	62,351	105,771	121,909	87,403	55,712	59,517	90,173	96,132	77,847	74,832	936,029

※総合運動公園の電気使用量は、業務用電力、低压電力、従量電灯Aの合算となっている。

3 対象施設における電気料金（令和6年4月～令和7年3月）

No	電気料金 (円)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	2,843,841	3,108,000	3,240,220	4,122,178	4,260,808	3,521,160	2,901,637	3,322,867	4,168,540	4,388,652	3,925,406	3,794,898	43,598,207
2*	2,965,630	3,349,701	3,907,910	4,449,484	4,413,880	4,284,158	3,665,102	3,659,545	3,870,193	3,464,260	3,566,563	3,034,093	44,630,519
3	1,511,951	1,888,786	2,033,417	3,305,543	3,699,526	2,622,273	1,788,833	1,915,238	2,745,574	2,875,986	2,321,270	2,257,303	28,965,700

※総合運動公園の電気料金は、業務用電力、低压電力、従量電灯Aの合算となっている。